

京田辺市国民保護計画（検討素案）の概要

-----総論（第1編）-----

【目的・対象】

武力攻撃等から住民等の生命、身体及び財産を保護し、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施出来るようにすることを目的とする。

また、京田辺市域に在住するすべての市民（国籍を問わず）を対象とする。

【計画の位置づけ】

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護基本指針及び国民保護計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、市域において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための基本的な枠組みを定めるものとして京田辺市国民保護計画を策定する。

【市地域防災計画等との関係】

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「京田辺市地域防災計画」等に準じて対応する。

【基本方針】

基本的人権の尊重

国民の権利利益の迅速な救済

市民に対する情報提供

関係機関相互の連携協力の確保

市民の協力

高齢者、障害のある人等への配慮

指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

外国人への国民保護措置の適用

観光旅行者等への国民保護措置の適用

国際人道法の的確な実施

【計画の見直し】

京田辺市国民保護計画については、今後、国民保護措置等に係る研究成果等を踏まえ、見直しを行う。見直しにあたっては、京田辺市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く市民等関係者の意見を求める。

【対象とする事態】

京田辺市国民保護計画において、武力攻撃事態については4類型、緊急処理事態については4事態例を想定する。

武力攻撃事態	緊急処理事態
着上陸侵攻	危険物質所有施設等への攻撃
ゲリラや特殊部隊による攻撃	大型集客施設等への攻撃
弾道ミサイル攻撃	大量殺傷能力を有する物質等による攻撃
航空攻撃	航空機等による自爆テロなど

【市が留意する事項】

基本的指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特徴から、流域に所在するダム、同志社大学をはじめとする教育施設、市内に所在する宿泊施設及び工業専用地域等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。

-----平素からの備えや予防（第2編）-----

第1章 組織・体制の整備等 P 11 ~ 23

（職員の参集基準 p 12）

- ・ 職員の配備体制の整備及び参集基準を定める。

（国民の権利利益の救済に係る手続等 p 14）

- ・ 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。
- ・ 国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

（府との連携 p 16）

- ・ 府や府警察との連携や情報の共有化を図る。

（近接市町村との連携 p 16）

- ・ 近接市町村との相互応援態勢の整備

(ボランティア団体等に対する支援 p 17)

- ・自主防災組織及びボランティア組織等との連携が図れるようその活動環境の整備・充実を図る。

(市内の様々な機関、団体との協力関係の構築 p 18)

- ・情報、安否情報の収集を円滑に実施するため様々な機関、団体との協力関係の構築に努める。

(通信の確保 p 18)

- ・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、非常通信体制の整備等による通信の確保。

(情報収集 p 18)

- ・国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集・整理し、関係機関及び市民に情報提供を行う体制整備を図る。

(警報 p 20)

- ・警報の伝達ルート確保。

(安否情報の収集 p 21)

- ・安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握及び収集のための体制整備を図る。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (p 24 ~ 28)

(避難に関する基本的事項 p 24)

- ・迅速に避難住民の誘導が出来るよう避難施設等基礎資料の整備

(避難実施要領 p 25)

- ・複数の避難実施要領のパターンの作成

(輸送力、輸送施設の把握 p 26)

- ・運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握と運送経路の確認

(避難施設 p 26)

- ・避難施設の指定

(生活関連施設 p 27)

- ・生活関連施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備

第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (p 29 ~ 30)

(市における備蓄 p 29)

- ・物資及び資材の備蓄・整備
- ・本市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

第4章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発（p31～33）

（研修・啓発 p31）

- ・国民保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対し、研修を実施するほか府等の関係機関と連携・協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進
- ・国民保護措置に関する市民への啓発

第5章 要配慮者等への支援体制の整備（p34～35）

（要配慮者対策 p34）

- ・高齢者、障害のある人、乳幼児等特に配慮を要する者及び生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達など迅速かつ的確に実施出来る支援体制の整備

-----武力攻撃事態等への対処（第3編）-----

第1章 実施体制の確立（p36～45）

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態後の認定がある場合は、市国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、市緊急事態連絡室又は市災害対策本部等を必要な期間、設置する。

（事態認定前における初動体制 p36）

- ・事態認定前における初動体制として、連絡体制の整備、市緊急事態連絡室の設置及びその初動措置として必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

（事態認定後の体制 p40）

- ・事態認定後の体制として、国及び府から経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに、市対策本部を設置し、避難及び安否情報の収集、高齢者等要配慮者の安全確保及びその支援体制の整備に努める。

第2章 関係機関相互の連携（p46～49）

（国・府との連携 p46）

- ・市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、当該本部と緊密な連携を図り調整の上、共同で現地対策本部を設置、運用する。

(自衛隊等の派遣要請 p 47)

- ・市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

(団体等に対する支援等 p 48)

- ・市は、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保した上で、自主防災組織、ボランティア団体等に必要な支援を行う。

第3章 警報及び避難の指示等 (p 50 ~ 61)

(警報の伝達 p 50)

- ・市は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市民及び関係団体等に伝達するとともに市域の他の執行機関、その他の関係機関等に通知する。

(避難指示 p 52)

- ・避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、市民及び関係団体へ伝達。

(避難住民の誘導 p 56)

- ・市民に避難の指示があったときは、避難実施要領を定め市民及び関係団体に伝達・通知し、又、市長は市の職員及び消防長を指揮し、避難住民の誘導を行う。
- ・その際、災害時要援護者については、優先的に避難誘導を行う。

第4章 救援 (p 62 ~ 63)

(救援の実施 p 62)

- ・市は、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。また、知事が行う救援を補助する。

収容施設 (避難施設)	食料、飲料水	生活必需品	医療、助産
被災者の捜索、救出	埋葬、火葬	通信施設	政令で定めるもの

- ・市は、実施にあたり府や他の市町村、日本赤十字社京都支部、指定地方公共機関市民等との連携を行う。

第5章 安否情報の収集・提供 (p 64 ~ 66)

(情報の収集 p 64)

- ・避難施設、医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した市民(市民以外で市域内に在る者及び死亡したものを含む)の安否情

報を収集。

- ・安否情報の収集は、避難住民等から任意で収集した情報、市が行政事務の円滑な遂行のため保有する情報等を参考に避難所において避難者名簿を作成すること等より行う。
- ・安否情報の収集・提供を行うにあたって、本人の意思やプライバシーを尊重し、個人情報の保護への配慮を十分に行うものとする。

第6章 武力攻撃災害への対処（p67～77）

（退避の指示 p68）

- ・武力攻撃事態が発生、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるときは、地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民を一時的に退避させることが出来る。

（警戒区域の設定 p69）

- ・武力攻撃事態が発生、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示と同様に地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入り制限区域を設けることが出来る。

（生活関連等施設の安全確保 p73）

- ・消防機関は、生活関連等施設から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員派遣など可能な限り支援を行う。

（NBC攻撃による災害への対処 p74）

- ・市は、国の基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、被害が予想される市域の市民に対して退避を指示し、又警戒区域を設定するとともに可能な限り関係機関と連携し、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

第7章 被災情報の収集及び報告（p78）

（被災情報の収集 p78）

- ・電話、防災無線等その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所、又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

（被災情報の報告 p78）

- ・市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し、電子メール等により直ちに報告する。

第 8 章 保険衛生の確保その他の措置 (p 7 9 ~ 8 0)

(保健衛生・防疫対策 p 7 9)

- ・市は、避難先地域において府と連携し医療等保健医療関係者による健康相談を実施し感染症等の発生を防ぐための措置を行う。

(食品及び飲料水対策 p 7 9)

- ・市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品、飲料水等の衛生確保のための措置を実施する。

第 9 章 文化財の保護 (p 8 1 ~ 8 2)

(文化財の保護 p 8 2)

- ・市教育委員会は、武力攻撃災害から文化財を守るため管理団体等と連携、協力して、文化財保護法及び府・市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講じる。

第 1 0 章 国民生活の安定に関する措置 (p 8 3 ~ 8 4)

(生活関連物資等の価格安定 p 8 3)

- ・市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り適切な供給を図るとともに、価格高騰等を防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理 (p 8 5 ~ 8 6)

(特殊標章の交付及び管理 p 8 6)

- ・市は、国民保護措置に係る職務を行う者及び職務に使用される場所、車両等を識別するため使用する国際的な特殊標章を使用させる。

-----復旧等 (第 4 編) -----

第 1 章 応急の復旧 (p 8 7)

(公共的施設の復旧 p 8 7)

- ・武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設・道路等について速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(通信機器の復旧 p 8 7)

- ・国民保護措置を実施する上で重要な情報通信機器に障害が生じた場合、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急復旧を行う。

(支援要請 p 87)

- ・市は、自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、府に対し必要な措置の支援を求める。

第2章 武力攻撃災害の復旧 (p 88)

(災害の復旧 p 88)

- ・国が示す方針に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 (p 89)

(損失補償 p 89)

- ・国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った場合、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(損害補償 p 89)

- ・国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

-----緊急対処事態への対処 (第5編) -----

(緊急対処事態 p 90)

- ・緊急対処事態は、武力攻撃事態等の攻撃と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処について、警報の通知・伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。